

藤岡市建設工事請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、藤岡市（以下「市」という。）が建設業法(昭和24年法律第100号。以下同じ。)第2条で規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負を希望する者について、その資格を審査し、指名競争入札及び随意契約をする場合において、優秀にして確実なる工事請負業者（以下「業者」という。）を厳正、かつ、公正に選定することを目的とする。

(入札参加資格審査申請等)

第2条 市長は、工事の請負を希望する業者に対して、請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本となるべき事項（藤岡市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等）の規定により、2年ごとに電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を行わせるものとする。

(請負業者資格審査等)

第3条 市長は、前条の規定により申請書を提出した業者の適格の判定（以下「適格審査」という。）と級別格付けの審査の適正を期するため、藤岡市工事等請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

2 委員会の長（以下「委員長」という。）は必要があると認めるときは、常時請負工事を所管する部長（以下「主管部長」という。）及び総務部長に適格審査、級別格付けの審査のため資料を作成させ又は報告を求めることができる。

(適格審査)

第4条 委員長は、電子申請を行った業者について、委員会の審査により適格業者を判定するものとする。

2 委員長は、次の各号に掲げる者でなければ工事請負有資格者（以下「有資格者」という。）としてはならない。ただし、第2号に掲げる者以外の者で建設業法第3条ただし書に該当し、かつ、特別な理由がありその者を有資格者とするを必要と認めるもの及び第3号に掲げる者以外で、特別な理由がありその者を有資格者とするを必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 経営状態が健全である者
- (2) 建設業法第3条第2項の規定による許可を受けている者
- (3) 建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項の審査」という。）を申請している者

3 委員長は、資格の審査にあたっては、過去2年以内において次の各号の一に該当する不誠実な行為をした者は有資格者としてはならないものとする。

- (1) 市の信用失墜行為をした者
- (2) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関して不正な行為をした者
- (3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
- (7) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

4 主管部長及び総務部長は、電子申請を行なった業者について、過去2年間にその所管にかかる工事の施工及び検査に関し、前項各号一に該当する業者があるときは、その事実を詳細に文書で委員長に報告しなければならない。適格審査に合格した業者についても、その事実が生じたときも又同様とする。

(級別格付けの審査)

第5条 委員長は第4条の規定による適格審査に合格した業者について、経営事項審査の結果の数値（以下「客観数値」という。）及び藤岡市建設工事請負業者選定要領に係る主観評価運用基準により算出された数値（以下「主観数値」という。）の和（以下「総合数値」という。）により、工事種類の施工能力を判定し、級別の格付けを行なうものとする。ただし、主観数値の加点による2等級の進級は、認めないものとする。

総合数値＝客観数値＋主観数値

2 委員長は、級別格付けにあたり新規開業者等で前項によりがたい業者については、当該業者の自己資本の額、職員数、その他信用状況等を勘案して級別の格付けを行うものとする。

（級別格付けの基準）

第6条 前条による級別格付けの基準は次のとおりとする。

1. 土木一式工事業者

等級	総合数値
A	860点以上
B	650点以上860点未満
C	650未満

2. 建築一式工事業者

等級	総合数値
A	880点以上
B	690点以上880点未満
C	690点未満

3. 専門工事業者

等級	総合数値
A	820点以上
B	720点以上820点未満
C	720点未満

（有資格者名簿の作成等）

第7条 契約検査課長は、委員会で資格審査し有資格者と判定して業者の級別格付けをし、市長の決裁を受けて決定したときは、直ちに業者の工事請負有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成し、主管部長及び主管課長に配布できるものとする。

（資格審査の結果の通知）

第8条 市長は、資格審査を行ったときは、申請者に対し、電子情報処理組織を使用して審査結果を通知するものとする。また、申請者が、入札参加資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。

（有資格者の有効期限）

第9条 有資格者の有効期限は、定期の受付については4月1日から2年間とする。ただし、随時受付の有資格者の有効期限は、定期の受付の有効期限までとする。

（発注標準金額区分）

第10条 級別格付けされた業者の発注の標準とする金額は、次のとおりとするものとする。

1. 土木一式工事

等級	発注標準金額
A	1,500万円以上
B	300万円以上1,500万円未満
C	300万円未満

2. 建築一式工事

等級	発注標準金額
A	5,000万円以上
B	1,000万円以上5,000万円未満
C	1,000万円未満

3. 水道工事、造園工事

等級	発注標準金額
A	2,000万円以上
B	500万円以上2,000万円未満
C	500万円未満

4. 管工事、電気工事、機械設備工事

等級	発注標準金額
A	2,000万円以上
B	500万円以上2,000万円未満
C	500万円未満

5. その他専門工事

等級	発注標準金額
A	1,000万円以上
B	300万円以上1,000万円未満
C	300万円未満

（指名業者の選定）

第11条 委員長は、業者を指名する場合は、有資格者名簿に登録された者の中から別表第1の工事種

別区分により、当該工事の設計金額に応じ、前条の規定により対応する等級に属する有資格者の中から選定するものとする。ただし、工事の難易、経緯、地理的条件等を加味勘案し、上下1等級まで選定することができる。

- 2 委員長は、前条の規定によるほか、工事の発注が時期的に一つの等級に集中し施工の確保ができないと認められるとき及び特別の理由があるときは、等級Aに属する者にあつては下位2等級までの設計額の工事に選定することができる。
- 3 第1項ただし書及び第2項の規定により選定する業者の数は、当該工事について指名する業者の数の半数を超えることはできない。ただし、当該工事等級業者が僅少なとき、又は、選定の平準化を図る場合においては、この限りでない。
- 4 本工事に付帯する関連の追加工事等については、前条の規定による発注標準金額の制限の規定にとらわれず、本工事発注金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を標準とする。
- 5 委員長は、実施設計業務の受託者には、当該設計に係る工事の入札に参加させ、又は当該工事を請け負わせてはならない。ただし、事業の執行の必要性又は従来からの経緯からやむを得ないと認められる場合には、業務委託契約書の約定の規定により秘密の保持が確実であることを前提とし、例外的取り扱いとして実施設計業務の受託者を当該設計に係る工事の入札に参加させるものとする。
- 6 委員長は、業者を選定しようとするときは、設計額に応じ次の区分による数の業者を選定するものとする。ただし、必要がある場合は適宜加減できるものとする。

設 計 額	業 者 数
3,000万円以上	6人以上
3,000万円未満	5人以上

第12条 委員長は、前条の規定により指名業者を選定するにあつては、次の各号について留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 技術者の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 当該工事施工についての技術的適正
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況

(特例)

第13条 災害復旧工事等であつて、特に緊急に施工を要する工事、特殊な工法及び技術を要する工事であるほか特別の理由があるときは、第11条及び前条の規定に係わらず、委員長は業者を選定することができるものとする。

(指名業者の決定)

第14条 委員長は、指名業者を選定した場合は、指名業者決定伺（様式第4号）を作成し市長の決裁を受けなければならない。

(随意契約による場合の選定)

第15条 随意契約による場合の選定は、第12条の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。ただし、発注金額130万円以下の工事の場合に限り有資格者によりがたい場合は、有資格者名簿に登載されていない業者も選定することができる。

(共同企業体の級別格付けの審査)

第16条 共同企業体の級別格付けの審査については、第5条に基づき行うものとし、この場合は、次の措置を講じて行うものとする。

客観的事項の審査

客観的事項の審査は、経営事項の審査に準じて行なうものとし、この場合の経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とし経営状況は、各構成員の平均値によるものとし、その他の評価項目は、技術職員数については各構成員の和とし、営業年数については各構成員の平均値によるものとする。

主観的事項の審査

主観的事項の審査は、各構成員の平均値によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成5年4月15日から施行する。
- 2 藤岡市建設工事請負業者選定要領（昭和53年4月1日制定。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要領施行前に旧要領の規定によりなされた申請届出又はその他の手続き等は、それぞれ本要領の相当規定によりなされたものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。